

福島市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

福島市教育委員会
教育長 佐藤 秀美

福島市教育委員会規則第5号

福島市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福島市立学校通学区域に関する規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
第2条 児童生徒の通学区域を次の通り定める。		第2条 児童生徒の通学区域を次の通り定める。	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
(略)		(略)	
福島第二小学校	仲間町、上浜町、浜田町、五老内町、松木町、豊田町、新町、宮町、新浜町、花園町、腰浜町、北五老内町、霞町のうち	福島第二小学校	仲間町、上浜町、浜田町、五老内町、松木町、豊田町、新町、宮町、新浜町、花園町、腰浜町、北五老内町、霞町のうち

	1番、2番、3番、4番、8番、9番、10番、桜木町1番2号 <u>から</u> 3番37号まで、5番20号 <u>から</u> 14番41号まで及び15番100号 <u>から</u> 15番116号まで
(略)	
南向台小学校	南向台の全地区、渡利のうち <u>絵馬平、吹上、井戸沢、七曲</u>
(略)	
蓬萊小学校	清水町の全地区 蓬萊町一丁目、蓬萊町二丁目、蓬萊町三丁目のうち1番から5番まで及び13番、蓬萊町四丁目のうち1番から3番まで、4番1号、4番10号から19号まで、5番から8番まで及び14番 田沢のうち神ノ前、木曽内入、木曽内、木曽内前、中ノ町、桜台のうち <u>38番地及び39番地</u> 、手代森
(略)	
清水小学校	泉のうち御山小学校通学区域を除く全地

	1番、2番、3番、4番、8番、9番、10番、桜木町1番2号 <u>より</u> 3番37号まで、5番20号 <u>より</u> 14番41号まで及び15番100号 <u>より</u> 15番116号まで
(略)	
南向台小学校	南向台の全地区、渡利のうち絵馬平
(略)	
蓬萊小学校	清水町の全地区 蓬萊町一丁目、蓬萊町二丁目、蓬萊町三丁目のうち1番から5番まで及び13番、蓬萊町四丁目のうち1番から3番まで、4番1号、4番10号から19号まで、5番から8番まで及び14番 田沢のうち神ノ前、木曽内入、木曽内、木曽内前、中ノ町、桜台のうち <u>38番地の1から38番地の13まで</u> 、手代森
(略)	
清水小学校	泉のうち御山小学校通学区域を除く全地

	区、南沢又のうち松川南側の地域、野田町字上高野のうち25番地から39番地まで、八島田字琵琶淵のうち23番地から39番地まで、 <u>67番地から69番地まで</u> 、 <u>77番地及び78番地</u> 、80番地から88番地まで
(略)	
御山小学校	御山のうち北早坂、南早坂、早坂山、山ノ神、山畑、中ノ山、米ヶ沢、清水、清水尻、検田、中屋敷、稲荷田、庄司、大木、遠背戸、転石、田中、一本木、仲ノ町、上谷地、井戸上、南西原、西ノ原、荒田、清次郎作り、道割、山古谷地、三合田、北汁田、 <u>草刈田</u> 、長滝、沢田、山田、下川原、中川原、松川原、三本松、谷地、古屋敷、東壁谷沢、前田、西壁谷沢、東北本線東側の北川原、丸子のうち御山越、三條院、松川南側の上川原、泉のうち下川原、長滝、長滝前、台、先達、大下、山根、火烧津、三斗蒔、下谷

	区、南沢又のうち松川南側の地域、野田町字上高野のうち25番地から39番地まで、八島田字琵琶淵のうち23番地から39番地、 <u>68番地</u> 、78番地、80番地から88番地まで
(略)	
御山小学校	御山のうち北早坂、南早坂、早坂山、山ノ神、山畑、中ノ山、米ヶ沢、清水、清水尻、検田、中屋敷、稲荷田、庄司、大木、遠背戸、転石、田中、一本木、仲ノ町、上谷地、井戸上、南西原、西ノ原、荒田、清次郎作り、道割、山古谷地、三合田、北汁田、長滝、沢田、山田、下川原、中川原、松川原、三本松、谷地、古屋敷、東壁谷沢、前田、西壁谷沢、東北本線東側の北川原、丸子のうち御山越、三條院、松川南側の上川原、泉のうち下川原、長滝、長滝前、台、先達、大下、山根、火烧津、三斗蒔、下谷地、曲松、

	地、曲松、市道泉・前原線の東側の地区（川原前、下鎌、仲ノ町、仲田、式斗蒔）、道下の一部（県道福島・飯坂線の東側のうち、市道泉・前原線の東側の地区）
（略）	
矢野目小学校	北矢野目の全地区 南矢野目のうち平野小学校及び笹谷小学校通学区域を除く全地区 笹谷字谷地前のうち20番地の1から20番地の3まで、20番地の29及び20番地の30、23番地の1から23番地の3まで、24番地の2、24番地の11、24番地の19から24番地の24まで、笹谷字片目清水のうち32番地の18、笹谷字稲場のうち21番地の1から22番地の2まで、22番地の19、36番地の19、37番地の1、38番地の1、38番地の4から38番地の8まで
（略）	

	市道泉・前原線の東側の地区（川原前、下鎌、仲ノ町、仲田、式斗蒔）、道下の一部（県道福島・飯坂線の東側のうち、市道泉・前原線の東側の地区）
（略）	
矢野目小学校	北矢野目の全地区 南矢野目のうち平野小学校及び笹谷小学校通学区域を除く全地区 笹谷字谷地前のうち20番地の1から20番地の3、20番地の29から20番地の30、23番地の1から23番地の3、24番地の2、24番地の11、24番地の19から24番地の24まで、笹谷字片目清水のうち32番地の18、笹谷字稲場のうち21番地の1から22番地の2、22番地の19、36番地の19、37番地の1、38番地の1、38番地の4から38番地の8、笹谷字塗谷地83番地の2
（略）	

笹谷小学校	笹谷のうち矢野目小学校通学区域を除く全地区 南矢野目字清水前のうち30番地の1及び30番地の2、30番地の4、31番地の2及び31番地の3、32番地の1から32番地の4まで、34番地の1から34番地の4まで
(略)	
荒井小学校	荒井、土湯温泉町の全地区 荒井北一丁目から三丁目までの全地区
(略)	
佐倉小学校	上名倉、佐倉下の全地区 さくら一丁目から三丁目までの全地区
(略)	
飯野小学校	飯野町、飯野町大久保、飯野町青木、飯野町明治の全地区
(略)	
福島第三中学校	入江町、八島町、堀河町、岩谷、山神、大森、立石、北原、猫淵、滝元、坂登、石田、岩ノ前、山際、山居、茶屋下、道

笹谷小学校	笹谷のうち矢野目小学校通学区域を除く全地区 南矢野目字清水前のうち30番地の1から30番地の2、30番地の4、31番地の2から31番地の3、32番地の1から32番地の4、34番地の1から34番地の4
(略)	
荒井小学校	荒井、土湯温泉町の全地区 荒井北一丁目から三丁目の全地区
(略)	
佐倉小学校	上名倉、佐倉下の全地区 さくら一丁目から三丁目の全地区
(略)	
飯野小学校	飯野町の全地区
(略)	
福島第三中学校	入江町、八島町、堀河町、岩谷、山神、大森、立石、北原、猫淵、滝元、坂登、石田、岩ノ前、山際、山居、茶屋下、道

	<p>前、北ノ前、田中島、舘ノ前、舘ノ内、 蝦貫、矢倉下、遠瀬戸、本内字南下釜、 古川、中荒子、北中川原、高野河原下、 上荒子、下荒子、本新畑、松山町、山居 上、鶺鴒森、小金山、<u>岡部</u>、山口、岡島 の全地区</p> <p>本内のうち阿武隈川東側の全地区、鎌田 のうち阿武隈川東側の全地区</p> <p>大波の全地区</p>		<p>前、北ノ前、田中島、舘ノ前、舘ノ内、 蝦貫、矢倉下、遠瀬戸、本内字南下釜、 古川、中荒子、北中川原、高野河原下、 上荒子、下荒子、本新畑、松山町、山居 上、鶺鴒森、小金山<u>岡部</u>、山口、岡島の 全地区</p> <p>本内のうち阿武隈川東側の全地区、鎌田 のうち阿武隈川東側の全地区</p> <p>大波の全地区</p>
<p>福島第四中 学校</p>	<p>万世町、陣場町、曾根田町、森合町、天 神町、宮下町、御山町、西養山、南平、 金山、狐山、狐塚畑、<u>狐塚</u>、下狐塚、太 子堂、大日堂、堂殿、駒山、妻夫石、大 明神、御山堂殿、大山、京塚、大平山、 兎石、蟹沢入、立道、蝦夷穴、熊野山、 熊野峠、鶴巻</p> <p>森合のうち清水中学校通学区域を除く全 地区、<u>丸子</u>のうち御山越、三條院、<u>松川</u> <u>南側の上川原</u></p>	<p>福島第四中 学校</p>	<p>万世町、陣場町、曾根田町、森合町、天 神町、宮下町、御山町、西養山、南平、 金山、狐山、狐塚畑、下狐塚、太子堂、 大日堂、堂殿、駒山、妻夫石、大明神、 御山堂殿、大山、京塚、大平山、兎石、 蟹沢入、立道、蝦夷穴、熊野山、熊野 峠、鶴巻</p> <p>森合のうち清水中学校通学区域を除く全 地区<u>丸子</u>のうち御山越、三條院</p>

(略)	
清水中学校	<p>泉の全地区</p> <p>森合のうち蒲原、清水、後口及び市道明神前・堀ノ内線の西側の高野、南上古屋、上古屋、南沢又のうち松川南側の地域</p> <p>御山のうち山田、清次郎作り、道割、山古谷地、三合田、沢田、長滝、荒田、北汁田、<u>草刈田</u>、及び東北本線西側の松川原、野田町のうち台、中ノ町、道端、加賀屋敷、上谷地、高野、上高野、寺ノ内、谷地、上沼田、八郎内、相沢、清水尻、八天、竹ノ内、清合内前、清合内、田中、街道北</p> <p>八島田字琵琶淵のうち23番地から39番地まで、<u>67番地から69番地まで</u>、<u>77番地及び78番地</u>、80番地から88番地まで</p>
信陵中学校	<p>北沢又の全地区</p> <p>南沢又のうち清水中学校通学区域を除く</p>

(略)	
清水中学校	<p>泉の全地区</p> <p>森合のうち蒲原、清水、後口及び市道明神前・堀ノ内線の西側の高野、南上古屋、上古屋、南沢又のうち松川南側の地域</p> <p>御山のうち山田、清次郎作り、道割、山古谷地、三合田、沢田、長滝、荒田、北汁田、及び東北本線西側の松川原、野田町のうち台、中ノ町、道端、加賀屋敷、上谷地、高野、上高野、寺ノ内、谷地、上沼田、八郎内、相沢、清水尻、八天、竹ノ内、清合内前、清合内、田中、街道北</p> <p>八島田字琵琶淵のうち23番地から39番地、<u>68番地</u>、78番地、80番地から88番地まで</p>
信陵中学校	<p>北沢又の全地区</p> <p>南沢又のうち清水中学校通学区域を除く</p>

	<p>全地区</p> <p>御山のうち清水中学校及び北信中学校通学区域を除く全地区</p> <p>笹谷のうち北信中学校通学区域を除く全地区</p> <p>大笹生のうち大鳥中学校通学区域を除く全地区</p> <p>南矢野目字清水前のうち30番地の1 <u>及び</u> 30番地の2、30番地の4、31番地の2 <u>及び</u> 31番地の3、32番地の1から32番地の4 <u>まで</u>、34番地の1から34番地の4 <u>まで</u></p>		<p>全地区</p> <p>御山のうち清水中学校及び北信中学校通学区域を除く全地区</p> <p>笹谷のうち北信中学校通学区域を除く全地区</p> <p>大笹生のうち大鳥中学校通学区域を除く全地区</p> <p>南矢野目字清水前のうち30番地の1 <u>から</u> 30番地の2、30番地の4、31番地の2 <u>から</u> 31番地の3、32番地の1から32番地の4、34番地の1から34番地の4</p>
北信中学校	<p>本内のうち福島第三中学校通学区域を除く全地区、丸子のうち福島第四中学校通学区域を除く全地区、鎌田のうち福島第三中学校通学区域を除く全地区</p> <p>瀬上町の全地区</p> <p>宮代、下飯坂、冲高、北矢野目の全地区、南矢野目のうち平野中学校及び信陵中学校通学区域を除く全地区</p>	北信中学校	<p>本内のうち福島第三中学校通学区域を除く全地区、丸子のうち福島第四中学校通学区域を除く全地区、鎌田のうち福島第三中学校通学区域を除く全地区</p> <p>瀬上町の全地区</p> <p>宮代、下飯坂、冲高、北矢野目の全地区、南矢野目のうち平野中学校及び信陵中学校通学区域を除く全地区</p>

	御山のうち谷地、西壁谷沢、古屋敷、東壁谷沢、前田 笹谷字谷地前のうち20番地の1から20番地の3まで、20番地の29及び20番地の30、23番地の1から23番地の3まで、24番地の2、24番地の11、24番地の19から24番地の24まで、笹谷字片目清水のうち32番地の18、笹谷字稲場のうち21番地の1から22番地の2まで、22番地の19、36番地の19、37番地の1、38番地の1、38番地の4から38番地の8まで
西信中学校	佐倉下、上名倉、佐原、荒井、土湯温泉町の全地区 荒井北一丁目から三丁目までの全地区 さくら一丁目から三丁目までの全地区
(略)	

別表（第4条関係）

学校名	通学区域
(略)	

	御山のうち谷地、西壁谷沢、古屋敷、東壁谷沢、前田 笹谷字谷地前のうち20番地の1から20番地の3、20番地の29から20番地の30、23番地の1から23番地の3、24番地の2、24番地の11、24番地の19から24番地の24まで、笹谷字片目清水のうち32番地の18、笹谷字稲場のうち21番地の1から22番地の2、22番地の19、36番地の19、37番地の1、38番地の1、38番地の4から38番地の8、笹谷字塗谷地83番地の2
西信中学校	佐倉下、上名倉、佐原、荒井、土湯温泉町の全地区 荒井北一丁目から三丁目の全地区 さくら一丁目から三丁目の全地区
(略)	

別表（第4条関係）

学校名	通学区域
(略)	

福島第一中学校	南向台の全地区、渡利のうち岩下、金山下、丸滝、天神、城向、大久保、山ノ下、山ノ下前、弁天山、椿館、福見山、転石、柳小路、小久保、舟場、七社宮、中角、大巻、西ノ内、小倉寺のうち上大巻、中大巻、山神前、滝ノ上、下大巻、向畑、瀬林、高畑、白山前、稲場、加登内、神ノ前、白山道、中窪、平場山、膝附、美濃輪、転石、小山、美濃輪下、三月内、堂宮敷、竹ノ内、中川原、平石のうち原高屋
(略)	
森合小学校	野田町四丁目、野田町五丁目、野田町六丁目、野田町七丁目、野田町字上高野のうち25番地から39番地まで、東中央一丁目、南中央一丁目、泉のうち道下、上谷地、宮内前、大仏、南谷地、扇田、清水田、堀ノ内前、式斗蒔、曲松、下谷地、三斗蒔、山根、御山のうち山田、南沢又

福島第一中学校	南向台の全地区、渡利のうち岩下、金山下、丸滝、天神、城向、大久保、山ノ下、山ノ下前、弁天山、椿館、福見山、転石、柳小路、小久保、舟場、七社宮、中角、大巻、西ノ内小倉寺のうち上大巻、中大巻、山神前、滝ノ上、下大巻、向畑、瀬林、高畑、白山前、稲場、加登内、神ノ前、白山道、中窪、平場山、膝附、美濃輪、転石、小山、美濃輪下、三月内、堂宮敷、竹ノ内、中川原、平石のうち原高屋
(略)	
森合小学校	野田町四丁目、野田町五丁目、野田町六丁目、野田町七丁目、野田町字上高野のうち25番地から39番地まで、東中央一丁目、南中央一丁目、泉のうち道下、上谷地、宮内前、大仏、南谷地、扇田、清水田、堀ノ内前、式斗蒔、曲松、下谷地、三斗蒔、山根、御山のうち山田、南沢又

	<p>のうち下琵琶淵、中琵琶淵、上琵琶淵、上台、下台、清水端、曲堀東、畑田、館ノ内、本田、中道南、大坪、南玄場、的場、八島田字琵琶淵のうち23番地から39番地まで、<u>67番地から69番地まで</u>、<u>77番地及び78番地</u>、80番地から88番地まで</p>		<p>のうち下琵琶淵、中琵琶淵、上琵琶淵、上台、下台、清水端、曲堀東、畑田、館ノ内、本田、中道南、大坪、南玄場、的場、八島田字琵琶淵のうち23番地から39番地、<u>68番地</u>、78番地、80番地から88番地まで</p>
(略)		(略)	
<p>瀬上小学校</p>	<p>宮代のうち乳児池、明光田、宝田前1番地から12番地まで、前田の一部（<u>県道瀬上停車場線の南側の地区</u>）、植田前の一部（<u>県道瀬上停車場線の南側の地区</u>）、田尻、前畑、家原毛内、下川原、一本木の一部（<u>市道日影・下川原線の東側の地区</u>）、北口、安太淵3番地、13番地、30番地及び31番地、日影1番地から9番地まで</p> <p>鎌田のうち前原の一部（<u>県道飯坂保原線の北側</u>、東北本線の東側の地区）、前田の一部（<u>県道飯坂保原線の北側</u>、東北本</p>	<p>瀬上小学校</p>	<p>宮代のうち乳児池、明光田、宝田前1番地から12番地まで、前田の一部（<u>県道瀬上停車場線の南側の地区</u>）、植田前の一部（<u>県道瀬上停車場線の南側の地区</u>）、田尻、前畑、家原毛内、下川原、一本木の一部（<u>市道日影・下川原線の東側の地区</u>）、北口、安太淵3番地、13番地、30番地及び31番地、日影1番地から9番地まで</p> <p>鎌田のうち前原の一部（<u>市道平野・岡島線の北側</u>、東北本線の東側の地区）、前田の一部（<u>市道平野・岡島線の北側</u>、東</p>

	<p>線の東側の地区)、原際、中江の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、御仮家の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、児子池、一本松の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、鏡田の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、下釜の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、陳光、一里塚の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、蛭川、下田の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)、堤添の一部(県道飯坂保原線の北側の地区)</p>		<p>北本線の東側の地区)、原際、中江の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、御仮家の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、児子池、一本松の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、鏡田の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、下釜の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、陳光、一里塚の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、蛭川、下田の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)、堤添の一部(市道平野・岡島線の北側の地区)</p>
(略)		(略)	
<p>福島第四中学校</p>	<p>御山のうち萩倉、甘粕、大石、谷山、岩坂、谷、滝、北坂、羽黒峯、北早坂、南早坂、早坂山、清水、山ノ神、山畑、西坂、妻夫石、中ノ山、信夫山、米ヶ沢、庄司、大木、遠背戸、転石、羽山、西ノ原、南西原、井戸上、上谷地、田中、一</p>	<p>福島第四中学校</p>	<p>御山のうち萩倉、甘粕、大石、谷山、岩坂、谷、滝、北坂、羽黒峯、北早坂、南早坂、早坂山、清水、山ノ神、山畑、西坂、妻夫石、中ノ山、信夫山、米ヶ沢、庄司、大木、遠背戸、転石、羽山、西ノ原、南西原、井戸上、上谷地、田中、一</p>

本木、中屋敷、稲荷田、清水尻、検田、
下川原、中川原、三本松、仲ノ町、山
田、清次郎作り、道割、山古谷地、三合
田、沢田、長滝、荒田、北汁田、草刈
田、松川原、谷地、西壁谷沢、古屋敷、
東壁谷沢、前田、三升蒔、鉄砲畑、上
原、一本松、北川原

泉のうち道下、上谷地、宮内前、大仏、
堀ノ内前、式斗蒔、曲松、下谷地、三斗
蒔、山根、大下、先達、火焼津、仲田、
南谷地の一部（市道明神前・堀ノ内線の
東側の地区）、扇田の一部（市道明神
前・堀ノ内線の東側の地区）、清水田の
一部（市道明神前・堀ノ内線の東側の地
区）、野田町四丁目、野田町五丁目、野
田町六丁目、野田町七丁目、東中央一丁
目、南中央一丁目

（略）

本木、中屋敷、稲荷田、清水尻、検田、
下川原、中川原、三本松、仲ノ町、山
田、清次郎作り、道割、山古谷地、三合
田、沢田、長滝、荒田、北汁田、松川
原、谷地、西壁谷沢、古屋敷、東壁谷
沢、前田、三升蒔、鉄砲畑、上原、一本
松、北川原

泉のうち道下、上谷地、宮内前、大仏、
堀ノ内前、式斗蒔、曲松、下谷地、三斗
蒔、山根、大下、先達、火焼津、仲田、
南谷地の一部（市道明神前・堀ノ内線の
東側の地区）、扇田の一部（市道明神
前・堀ノ内線の東側の地区）、清水田の
一部（市道明神前・堀ノ内線の東側の地
区）、野田町四丁目、野田町五丁目、野
田町六丁目、野田町七丁目、東中央一丁
目、南中央一丁目

（略）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。